

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧久保工区橋梁設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則		
1-1 適用範囲	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設計）」という。）、「測量業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
1-2 目 的	本業務は、新木津用水路小牧久保工区における四重橋の実設計等を行うものである。	
1-3 場 所	本業務において対象とする場所は、愛知県小牧市久保地内で別添位置図に示すとおりである。	
1-4 低入札価格 契約における 第三者照 査	(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書（設計）第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書（設計）等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 ア 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 イ 東海農政局において、令和5・6年度（建設コンサルタント）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 ウ 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 エ 共通仕様書（設計）第1-30条守秘義務を遵守できる者であること。 オ 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 （ア）資本関係 ① 親会社と子会社の関係にある ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある （イ）人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ア 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 イ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 (4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 (5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5章打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 (7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録	

項 目	内 容	備考														
1-5 履行確実性 評価の達成 状況の確認	共通仕様書（設計）第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 (8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等															
1-6 管理技術者	管理技術者は、共通仕様書（設計）第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
1-7 照査技術者	(1) 照査技術者は、共通仕様書（設計）第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施するものとする。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設計）第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務における照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備考																		
1-8 担当技術者	担当技術者は、共通仕様書（設計）第1-8条によるものとする。																			
1-9 配置技術者の確認	共通仕様書（設計）第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設計）第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 （２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																			
1-10 保険加入	受注者は、共通仕様書（設計）第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																			
第2章 作業条件																				
2-1 適用する図書	設計の基本事項に関しては、「道路橋示方書・同解説（平成29年11月）」及び「土地改良事業計画設計基準・設計〔水路工〕（平成26年3月）」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。																			
2-2 設計条件	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 （１）設計対象 橋梁工 四重橋（No. 24+62.160） 設計荷重 T-25 有効幅員 6.0m 橋長 13.0m （２）設計流量 用水量 6.066m³/s 排水量 12.000m³/s （３）設計水位 WL29.371m（薬師川合流部） （４）仮回し流量 Q=0.52m³/s（四重橋地点） なお、四重橋の設計条件については道路管理者との協議結果により変更する場合がある。																			
2-3 参考図書	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書（設計）第2-1条によるものとする。																			
2-4 貸与資料	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>調査関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td rowspan="4">設計関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保工区補足設計業務報告書</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	測量関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書	1式	調査関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書	1式	設計関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保工区補足設計業務報告書	1式	
分類	貸与資料	数量																		
測量関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書	1式																		
調査関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書	1式																		
設計関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式																		
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式																		
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その4業務報告書	1式																		
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保工区補足設計業務報告書	1式																		

項 目	内 容	備考															
2-5 参考図書及び貸与資料の取扱い	2-3、2-4に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。																
第3章 設計及び測量作業の内容																	
3-1 作業項目及び数量	本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりとする。 <table border="1"> <caption>作 業 項 目 表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計作業</td><td>1. 橋梁の実施設計</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2. 照査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3. 点検とりまとめ</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">測量作業</td><td>路線測量</td><td>0.08km</td></tr> <tr> <td>現地測量</td><td>0.004km²</td></tr> </tbody> </table>	作 業 項 目		数 量	設計作業	1. 橋梁の実施設計	1 式	2. 照査	1 式	3. 点検とりまとめ	1 式	測量作業	路線測量	0.08km	現地測量	0.004km ²	
作 業 項 目		数 量															
設計作業	1. 橋梁の実施設計	1 式															
	2. 照査	1 式															
	3. 点検とりまとめ	1 式															
測量作業	路線測量	0.08km															
	現地測量	0.004km ²															
3-2 設計作業の留意点	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 2-3、2-4及び共通仕様書（設計）に示す参考図書、貸与資料又は請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び 比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定 し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (7) 本業務は、新木津用水路を用排水兼用水路として設計するものとし、用水及び排水双方の要求機能に留意しなければならない。なお、水路断面の検討における通水量は、用水又は排水のいずれかの単独通水として設計するものとする。 (8) 四重橋の設計にあたっては、小牧市が別途設計する上水道との調整が必																

項 目	内 容	備考
3-3 測量作業の留意点	要な場合がある。 測量作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 中心線測量 ①路線は過年度の測量成果を用い、中心杭は地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 ②杭打ちが不可能な箇所では、固定物等に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 (2) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦S=1/100、横S=1/500とする。 (3) 横断測量 ①中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 ②横断測量の縮尺はS=1/100とする。 ③横断測量結果と平面図（1/250）を照合し、標高、形状等に差異がある場合は平面図を修正するものとする。 (4) 現地測量 現地測量の地図情報レベルは250とする。	
3-4 業務の成果品質確保対策	契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計指針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、技術次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。 ア) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身か	

項 目	内 容	備考														
第4章 業務管理 4-1 情報共有システム	らの照査報告を実施できるものとする。 (4) 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。 (5) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (6) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 本業務においては、次のとおり情報共有システムを活用することとする。 (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。															
第5章 打合せ 5-1 打合せ	共通仕様書（設計）第1-10条による打合せは、次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">段 階</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">初 回（設計作業着手段階）</td><td>1 回</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中間</td><td>業務計画策定段階</td><td rowspan="3">3 回</td></tr> <tr> <td>橋梁の実施設計検討段階</td></tr> <tr> <td>協議に必要な基礎資料の作成段階</td></tr> <tr> <td colspan="2">最終回（報告書原稿作成段階）</td><td>1 回</td></tr> </tbody> </table> なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書（設計）第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	段 階		回数	初 回（設計作業着手段階）		1 回	中間	業務計画策定段階	3 回	橋梁の実施設計検討段階	協議に必要な基礎資料の作成段階	最終回（報告書原稿作成段階）		1 回	
段 階		回数														
初 回（設計作業着手段階）		1 回														
中間	業務計画策定段階	3 回														
	橋梁の実施設計検討段階															
	協議に必要な基礎資料の作成段階															
最終回（報告書原稿作成段階）		1 回														
第6章 成果物 6-1 成果物	成果物は、共通仕様書（設計）第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ア 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部 イ 成果物の出力 3部（報告書はA4版、図面はA3版とし、ファイルは販物で構わない。）															
6-2 公開用成果品の作成	本業務の成果品について、監督職員との打合せに基づき、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる箇所にマスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめるものとする。															

項 目	内 容	備考
6-3 成果物の 提出先	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒491-0903 愛知県一宮市八幡5丁目1番14号 東海農政局新濃尾農地防災事業所	
第7章 契約変更 7-1 契約変更	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 2-2に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 3-1に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 5-1に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 6-1に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。	
第8章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別 紙)

作 業 項 目 内 訳 表

【設計作業項目】

作 業 項 目	作 業 内 容	数 量
1. 橋梁の実施設計		
1-1. 現地調査資料の検討及び業務計画の策定	四重橋の実施設計に必要な現地調査及び参考資料、貸与資料の検討を行い、業務計画を策定する。	1式
1-2. 橋梁の実施設計	1-1の結果を踏まえ、四重橋の実施設計を行う。 橋梁の設計に当たっては、水理計算を基に新木津用水路の必要断面を確保した上で、現地条件に適した橋梁形式を3案以上提案するものとし、選定した橋梁形式について設計を行う。 なお、設計条件及び橋梁形式については、別途予定している道路管理者との協議内容を踏まえ設定すること。	1式
1-3. 施工計画の検討	1-1、1-2の結果及び次に示す条件を踏まえつつ、施工計画、仮設計画を検討し、過年度業務にて作成した四重橋改修を含むNo. 24+53. 000～No. 24+72. 000における図面、数量計算書、概算工事費を整理するものとする。 (条件) ・水路内の施工可能な期間は10月1日～翌3月25日とする。 ・橋梁上部架空線（電力）への影響範囲検討（電柱移設を前提） ・橋梁下流部ガス管への影響検討（移設の可否等）	1式
1-4. 協議に必要な基礎資料の作成	本業務で検討する四重橋に係る道路協議及び共同工事協定書の基礎資料（図面、数量計算書、概算工事費（積算資料含む）、比較表）を作成する。	1式
2. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式
3. 点検とりまとめ	上記の各作業の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式

【測量作業項目】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 路線測量		
1-1. 作業計画	0. 08km	
1-2. 現地踏査	0. 08km	
1-3. 中心線測量	0. 08km	
1-4. 縦断測量	0. 08km	縦S=1/100 横S=1/500
1-5. 横断測量	0. 08km	S=1/100 中心線より左右各々対象25m
2. 現地測量	0. 004km ²	1/250